

昭和41年10月25日

No. 81

秋穂町広報

人口と世帯数

(9月末)

人 口	9802 人
秋穂地区	6243 人
大海地区	3559 人
世 带 数	2310 戸
秋穂地区	1460 戸
大海地区	850 戸



花いっぱい運動!!

町内各団体「花壇コンクール」で
浜中・花香両子ども会に最優秀賞

健民運動の一環として、花いっぱい運動が各地で行なわれておりますが、花を育て、花に親しむことをとおして、美しくうるおいのある町づくりにつとめ、優秀な成績を収めている団体を表彰する『花壇コンクール』が行なわれました。

コンクールは、花壇の面積、計画（配置、花の種類、季節的な配置）、管理、成育状況について審査が行なわれ10月1日次のとおり表彰されました。

最優秀賞	花香南子ども会	北条青年団	奨励賞	海岸通婦人会	中津江子ども会	下村青年団
	浜中子ども会	{子ども会		浜内子ども会	海岸通	大河小学校
優秀賞	浦東青年団	秋穂中学校		赤崎	下村	秋穂小学校
	花香北子ども会	山口農高秋穂分校		西青江子ども会	黒鴻北	
	金山令	ク		中道	ク	黒鴻南

町民税第三期分の納期限
十月三十一日です。

「とじこんで保存しましよう」

監査公表

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により審査に付せられた昭和四十一年度秋穂町歳入歳出決算の審査を行なつたので、その結果を公表します。

審査期間
記

自昭和四十一年九月五日
至昭和四十一年九月十三日

監査委員 山本 定市
監査委員 宮本千代治
意見

一、決算計数について
昭和四十一年度一般会計並びに各特別会計の決算について出納及び証処書類の審査を行なつた結果、歳正に実施されており計数に相違ないことを確認した。

二、町財政の現況について

(1) 当町の全般的な財政状況は歳入において前年度の一五四、五一七千円に対し、一七五、九二四千円と大きく伸びたのであるが、歳出においては、前年度一五四、〇二八千円と健全財政を実施された結果、歳出の伸びが少ないと見られる。

(2) 財源内訳であるが、特定財源となる国県支出金が三五、四三五千円、全

財源に占める割合二〇・一%と前年に比較し、七八五千円少くなると共に特定財源の占める割合は、三八・一%、六七、〇三四千円となりその他一般財源は、一〇八、八九〇千円と健全な財源内訳となっているが、これは特別交付税が前年に比べ二、八一〇千円と伸びると共に減税補填債が八八〇〇千円と多額なためになっているのであって基本となるべき町税は前年度に占めた構成比二・五%に比べ本年は一九・五%と順次下りつてある事は認めざるを得ず今後町財政を運営する上において重要な課題を残しているといえる。

(3) 単年度収支について見ると前年度の実質収支繰越額一三、三一九千円余であったが、本年度は、二一、八九六千円と単年度収支においては、前年度一般会計の繰越額以上に繰越された事は、町執行部に於いて、より健全な運営をされた結果であると認めるものである。

(4) 昭和四十一年度一般会計の支出に占める投資的経費は、五八、六二一千円、三八・一%、消費的経費

は、五八、七三九千円、

にあるが、全財源中に占める割合は年々低下の一途を

全般的事項としては、前

年度繰越額二、〇一三千円に対し、本年度の実質

的で低下している。

(2) 歳出

前年度に比し療養給付費が増加しているがこれは、受診率及び入院料等の

上昇に伴うものであり、

今後受診率も順次上昇し

健全な運営を望む。

(2) 融資住宅特別会計

家賃の調定額四二九千円

に対し、二三七千円と前

年度の徴収額に比較し、

三・三%と徴収実績は伸

びているが、滞納額が相

変らず多いので納入する

よう奨励されたい。

(2) 歳入

支出額の大きい割合を占める公有財産購入費であ

るが、本年住宅協会より

一括町が購入し居住者に

売払われるものであるが

売払いについての交渉

は正当になされている。

(3) 国民宿舎特別会計

建設段階であるので、歳

入歳出及び建設現場につい

て見た結果、正当に行なわ

れているものと認める。

(1) 国民健康保険特別会計

努力された結果であると

認めるが、一般会計に見

られる様に徵収税額は、

年次増加しつつあるも財

源的には、年々国費費が

増加しているのと対象

観察するに年次増加の傾向

五、保管物の管理について
現金、有価証券等の管理は良好である。

六、財産の管理について
各学校の白蟻駆除が実施されこれにより学校の管理は充分行なはれているものと認めると共に各財産の管理は完全に行なはれてい

る。

(1) 歳入

町税は前年度に比較し、一、四一四千円と伸び徴収率も前年の八〇・七%に対し、本年は、八二・六%と上昇したことは、努力された結果であると

認めるが、一般会計に見

られる様に徵収税額は、

年次増加しつつあるも財

源的には、年々国費費が

増加しているのと対象

観察するに年次増加の傾向

七、基金
基金の運用状況は良好である。

八、備品の管理について
本年は備品の整理が統一され完全となつていている。

(1) 歳出

支出額の大きい割合を占める公有財産購入費であ

るが、本年住宅協会より

一括町が購入し居住者に

売払われるものであるが

売払いについての交渉

は正当になされている。

(2) 歳入

建設段階であるので、歳

入歳出及び建設現場につい

て見た結果、正当に行なわ

れているものと認める。

(2) 財源内訳であるが、特定財源となる国県支出金が三五、四三五千円、全

財源に占める割合二〇・一%と前年に比較し、七八五千円少くなると共に特定財源の占める割合は、三八・一%、六七、〇三四千円となりその他一般財源は、一〇八、八九〇千円と健全な財源内訳となっているが、これは特別交付税が前年に比べ二、八一〇千円と伸びると共に減税補填債が八八〇〇千円と多額なためになっているのであって基本となるべき町税は前年度に占めた構成比二・五%に比べ本年は一九・五%と順次下りつつある事は認めざるを得ず今後町財政を運営する上において重要な課題を残しているといえる。

(3) 単年度収支について見ると前年度の実質収支繰越額一三、三一九千円余であるが、今後も財政運営において、把握して見た結果で補填債の多額借入れによるものである。

以上、町財政の現況について出納及び証処書類の審査を行なつた結果、歳正に実施されており計数に相違ないことを確認した。

(4) 昭和四十一年度一般会計の支出に占める投資的経費は、五八、六二一千円、三八・一%、消費的経費

は、五八、七三九千円、

一〇八・一%、その他経費

は、三八・一%、六七、

〇三四千円となりその他

一般財源は、一〇八、八

九〇千円と健全な財源内

訳となっているが、これ

は特別交付税が前年に比

べ二、八一〇千円と伸び

ると共に減税補填債が八

八〇〇千円と多額なた

めになっているのであつ

て基本となるべき町税は

前年度に占めた構成比二・五%に比べ本年は一九・五%と順次下りつつある事は認めざるを得ず今後町財政を運営する上において重要な課題を残しているといえる。

(5) 町債の状況であるが、前年度末五七、九六三千円内、減税補填債五、二〇〇千円)であったが、本年末は七八、二九八千円(内、減税補填債一四〇〇千円)と大巾に増加したが、これは中学校の整備及び海岸の護岸工事を実施した為と減税補填債の多額借入れによるものである。

以上、町財政の現況について出納及び証処書類の審査を行なつた結果、歳正に実施されており計数に相違ないことを確認した。

(6) 町財政の現況について(1)当町の全般的な財政状況は歳入において前年度の一五四、五一七千円に対し、一七五、九二四千円と大きく伸びたのであるが、歳出においては、前年度一五四、一九八千円と健全財政を実施された結果、歳出の伸びが少ないと見られる。

(7) 財源内訳であるが、特定財源となる国県支出金が三五、四三五千円、全

財源に占める割合二〇・一%と前年に比較し、七八五千円少くなると共に特定財源の占める割合は、三八・一%、六七、

〇三四千円となりその他

一般財源は、一〇八、八

九〇千円と健全な財源内

訳となっているが、これ

は特別交付税が前年に比

べ二、八一〇千円と伸び

ると共に減税補填債が八

八〇〇千円と多額なた

めになっているのであつ

て基本となるべき町税は

前年度に占めた構成比二・五%に比べ本年は一九・五%と順次下りつつある事は認めざるを得ず今後町財政を運営する上において重要な課題を残しているといえる。

(7) 町財政の現況について(2)当町の全般的な財政状況は歳入において前年度の一五四、五一七千円に対し、一七五、九二四千円と大きく伸びたのであるが、歳出においては、前年度一五四、一九八千円と健全財政を実施された結果、歳出の伸びが少ないと見られる。

(8) 財源内訳であるが、特定財源となる国県支出金が三五、四三五千円、全

財源に占める割合二〇・一%と前年に比較し、七八五千円少くなると共に特定財源の占める割合は、三八・一%、六七、

〇三四千円となりその他

一般財源は、一〇八、八

九〇千円と健全な財源内

訳となっているが、これ

は特別交付税が前年に比

べ二、八一〇千円と伸び

ると共に減税補填債が八

八〇〇千円と多額なた

めになっているのであつ

て基本となるべき町税は

前年度に占めた構成比二・五%に比べ本年は一九・五%と順次下りつつある事は認めざるを得ず今後町財政を運営する上において重要な課題を残しているといえる。

(8) 町財政の現況について(3)当町の全般的な財政状況は歳入において前年度の一五四、五一七千円に対し、一七五、九二四千円と大きく伸びたのであるが、歳出においては、前年度一五四、一九八千円と健全財政を実施された結果、歳出の伸びが少ないと見られる。

(9) 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

(2) 融資住宅特別会計

(3) 国民宿舎特別会計

(4) 建設特別会計

(5) 借入金特別会計

(6) 公共施設特別会計

(7) 地方税特別会計

(8) 一般会計

(9) その他

(10) その他

(11) その他

(12) その他

(13) その他

(14) その他

(15) その他

(16) その他

(17) その他

(18) その他

(19) その他

(20) その他

(21) その他

(22) その他

(23) その他

(24) その他

(25) その他

(26) その他

(27) その他

(28) その他

(29) その他

(30) その他

(31) その他

(32) その他

(33) その他

(34) その他

(35) その他

(36) その他

(37) その他

(38) その他

(39) その他

(40) その他

(41) その他

(42) その他

(43) その他

(44) その他

(45) その他

(46) その他

(47) その他

(48) その他

(49) その他

(50) その他

(51) その他

(52) その他

(53) その他

(54) その他

(55) その他

(56) その他

(57) その他

(58) その他

(59) その他

(60) その他

(61) その他

(62) その他

(63) その他

(64) その他

(65) その他

(66) その他

(67) その他

(68) その他

(69) その他

(70) その他

(71) その他

(72) その他

(73) その他

(74) その他

(75) その他

(76) その他

(77) その他

(78) その他

(79) その他

(80) その他

(81) その他

(82) その他

(83) その他

(84) その他

(85) その他

(86) その他

(87) その他

(88) その他

(89) その他

(90) その他

(91) その他

(92) その他

一般会計歳入歳出決算額

歳入(款別)	単位円	歳出(節別)	単位円
款	収入済額	節	支出済額
町 税	34,342.193	報酬	2,941.653
地方交付税	57,830.000	給料	20,741.460
分担金及び負担金	3,797.592	職員手当	9,391.616
使用料及び手数料	978.340	共済費	2,428.368
国庫支出金	22,777.414	恩給及び退職年金	15,230
県支出金	12,657.512	賃金	3,281.495
財産収入	486.940	報償費	1,032.371
寄付金	100.000	旅費	1,800.005
繰入金	2,400.000	交際費用	1,677.427
繰越金	13,319.257	需用費	8,371.075
諸収入	2,935.118	役務費	1,359.636
町債	24,300.000	委託料	7,213.983
		使用料及び賃借料	410.535
		工事請負費	52,805.616
		原材料費	3,981.632
		公有財産購入費	304.520
		備品購入費	5,565.303
		負担金補助及交付金	14,704.901
		扶助費	4,839
		貸付金	500.000
		補償補填及び賠償金	300.000
		償還金利子及割引料	7,965.421
		投資及び出資金	199.400
		積立金	131,532
		繰出金	6,900.000
歳入合計	175,924.366	歳出合計	154,028.018

歳入歳出差引残額

21,896.348円

融資住宅特別会計歳入歳出決算額

歳入	歳出	単位円	
款	款	支払済額	
住宅家賃	237.150	住宅費	1,319.938
繰越金	225.887		
繰入金	1,200.000		
諸収入	6,367		
歳入合計	1,669.404	歳出合計	1,319.938

歳入歳出差引残額

349,466円

国民宿舎特別会計歳入歳出決算額

歳入	歳出	単位円	
款	款	支払済額	
繰入金	5,000,000	休養施設建設費	9,661.226
諸収入	34,098	公債費	38,700
町債	5,000,000		
歳入合計	10,034,098	歳出合計	9,699,926

歳入歳出差引残額
内 繼続費繰越額334,172円
8,774円

国民健康保険特別会計歳入歳出決算額

歳入	歳出	単位円	
款	款	支払済額	
国民健康保険税	9,328,309	総務費	2,972,564
使用料及び手数料	13,860	保険給付費	19,220,043
国庫支出金	16,217,763	保険施設費	636,173
県支出金	60,446	公債費	704
繰越金	2,011,566	諸支出金	8,463
諸収入	251,303		
歳入合計	27,883,247	歳出合計	22,837,947

歳入歳出差引残額

5,045,300円

健全維持を図っております

二五平方メートル、建築面積、
二七五平方メートル赤崎川堤防復旧工事、
延長、八〇メートル。三軒屋橋八三八千円、歳入歳出差引
残額五、〇四五千円であり

次とのおりであります。

のとおりであります。

あります。

教育面では中学校に特殊学級を開設致しまして該当生徒に対するより良い学校教育の場を設けました。社会教育においては家庭教育学級を新設致しまして幼児、

(2) 白蟻駆除
秋穂小学校、全校舎。
大海小学校、第二校舎。
秋穂中学校、第一、第二、第三校舎。千防川堤防復旧工事、二
橋梁復旧工事、一ヶ所。
秋穂小学校災害復旧工事、
事、屋根瓦、一九六平方
米、軒樋、三九メートル。九%、歳出一〇、二三%歳入
差引残額二五〇・七四%の伸びとなつております。(2) 教育施設災害関係
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(2) 助産給付数
秋穂中学校特別教室建築
しましたその成果は次のとおりであります。災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(3) 教育学級開講数
家庭教育学級、一二回
婦人学級、二四回。青年
学級、五二回。八八学級
一二回。千防川堤防復旧工事、二
橋梁復旧工事、一ヶ所。
秋穂小学校災害復旧工事、
事、屋根瓦、一九六平方
米、軒樋、三九メートル。
以上一般会計における主
要施策成果の説明と致しま
す。この伸びは歳入におい
て見ますと歳入一二・六
九%、歳出一〇、二三%歳
入差引残額二五〇・七四%の伸びとなつております。(2) 教育施設災害関係
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(3) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。千防川堤防復旧工事、二
橋梁復旧工事、一ヶ所。
秋穂小学校災害復旧工事、
事、屋根瓦、一九六平方
米、軒樋、三九メートル。
以上一般会計における主
要施策成果の説明と致しま
す。この伸びは歳入におい
て見ますと歳入一二・六
九%、歳出一〇、二三%歳
入差引残額二五〇・七四%の伸びとなつております。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(3) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。千防川堤防復旧工事、二
橋梁復旧工事、一ヶ所。
秋穂小学校災害復旧工事、
事、屋根瓦、一九六平方
米、軒樋、三九メートル。
以上一般会計における主
要施策成果の説明と致しま
す。この伸びは歳入におい
て見ますと歳入一二・六
九%、歳出一〇、二三%歳
入差引残額二五〇・七四%の伸びとなつております。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(3) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。千防川堤防復旧工事、二
橋梁復旧工事、一ヶ所。
秋穂小学校災害復旧工事、
事、屋根瓦、一九六平方
米、軒樋、三九メートル。
以上一般会計における主
要施策成果の説明と致しま
す。この伸びは歳入におい
て見ますと歳入一二・六
九%、歳出一〇、二三%歳
入差引残額二五〇・七四%の伸びとなつております。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。(2) 育児一斉検診
秋穂中学校災害復旧工事、
災害復旧策につきましては、昭和四十年度災害に
係る公共土木災害及び教育等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。千防川堤防復旧工事、二
橋梁復旧工事、一ヶ所。
秋穂小学校災害復旧工事、
事、屋根瓦、一九六平方
米、軒樋、三九メートル。
以上一般会計における主
要施策成果の説明と致しま
す。この伸びは歳入におい
て見ますと歳入一二・六
九%、歳出一〇、二三%歳
入差引残額二五〇・七四%の伸びとなつております。

あります。

中小企業者の 年末融資の申込について

国民金融公庫よりお知らせ

国民金融公庫では中小企業の方々への年末融資の申込を受付けておりますが、申込が年末に集中しますと公庫の処理能力から借入れ御希望の時期、或いは本年は資金事情が特に窮屈になりますので、年内にご融資出来ないことも考えられ、十一月二十六日以降の申込は貸出が翌年になることも予想されますので、なるべ

く早目にお申込み下さる様

望みます。

尚、処理の目安は次のとおりです。

十月末日までの申込→十一月二十日までに貸出

十一月十五日までの申込→十二月十日までに貸出

十一月二十五日までの申込→十二月末日までに貸出

詳しく述べてお問い合わせ下さい。

国民健康保険の 資格得失の届け 十日以内に

国民健康保険から社会保険に加入したり、社会保険から国民健康保険に加入する場合の届出は十日以内となつております。この届が遅れると、皆さんや医療機関などに迷惑をかけることになりますから必ずお守り下さい。

みんなで読書 明るい社会!!

十月二十七日から十一月九日まで

秋穂町公民館内秋穂町
読書週間

- (1) 小口保証制度が一部改正されました。
- (2) 融資の迅速化をかるため、追認保証制度を設けました。
- (3) 融資の最高限度額を三十万円以上、三事項改正されました。
- (4) 尚、処理の目安は次のとおりです。
- (5) 保証期間を六ヶ月延長し三年以内とする。

戦傷病者戦没者遺族等援護法 等の一部が改正されました!!

戦傷病者戦没者遺族等の一部を改正する法律(昭和四十年法律一〇八号)が施行されました。その要旨は次の通りであります。

一、準軍属の範囲の拡大
新に準軍属として法の適用を受けることになる者は、中国(もとの関東州、台湾除く)に於て内地における勤務業務の協力者と同様の事情のもとに協力した者で、具体的には当該地域内の諸学校の学生、生徒及び教職員等である。

二、療養の給付を受けているものに係る障害年金の支給
昭和四十一年十月一日以後は特別護養法による療養(医師)に大変迷惑をかけることになりますので、社会保険に加入後は、届出前でも絶対に国民健康保険の被保険者証で治療を受けら

ます。御愛読下さい。

三、準軍属に係る待遇の改めることになります。

四、遺族の範囲の拡大

新に遺族年金等を受けるべき遺族として、もとの繼父母、事實上の養父母等が加えられた。

五、死別した妻等に対する遺族年金等の支給

旧軍人恩給停止の日(昭和二十一年二月一日)以後

法施行の前日(昭和二十七年四月二十九日)までの間

の給付を受けている者につ

いても障害年金、又は障害

一時金が支給される。

六、ベースアップの繰上実施

昭和四十二年七月から完

全実施することとされま

したので御利用下さい。

尚詳しくは町商工会へお問

い合せ下さい。

七、その他の改正事項

死亡した者の配偶者、子

及び孫のうち昭和三十六年

十月一日前に入夫婚姻によ

る妻の父母の養子となつた

者、又は昭和四十一年十月

かから昭和十六年十二月八日

まで延長

し三歳以内とする。

八、保証人を一名以上に改めることになった。

めることになります。

九、保証料率を一厘引き下

げて年一分とする。

十、融資の迅速化をかるた

め、追認保証制度を設け

ました。

十一、三事項改正されま

したので御利用下さい。

尚詳しくは町商工会へお問

い合せ下さい。

十二年一月(六十五才未満の者)及び六十五才未満の妻子等については三箇月短縮して昭和四

かから昭和四十一年十月

からそれぞれ完全実施す

る。尚、この年金額の改定

は、受給権者の請求をまた

ず厚生大臣が職権により改

定する。

十三、厚生大臣が職権により改

定する。

十四、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

十五、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

十六、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

十七、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

十八、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

十九、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十一、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十二、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十三、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十四、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十五、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十六、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十七、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十八、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

二十九、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

三十、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

三十一、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

金の額の十分の五とされて

いたのを十分の七に引き上

げられた。

三十二、この改正により第一款

症から第三款症までの障害

についても障害年金、又は

障害一時金の支給対象とさ

れた。又、從来軍人軍属に

係る障害年金及び遺族給与

</div

第一回町内職域対抗球技大会盛大に行なわる

体育の日制定を記念して町内職域対抗球技大会を十月九日、町の主催で開催いたしました。

好天に恵まれ各職域団体よりソフトボール十四チーム・バレーボール六チームの参加があり盛大の内に終了する事が出来ました。ソフトボール優勝戦では延長戦となり両軍とも死力を尽され日没ちゆうせんという大試合を行い大会に花を添えられました。

結果は次のとおりです。

○ソフトボール

優勝 種苗センターA
準優勝 青年団

○バレーボール (女子)
優勝 山口農高秋穂分
準優勝 校A
校B



必ず受けましょ

婚前・妊娠時の性病検査

性病予防法改正

最近性病患者特に早期頭疽梅毒が非常に増加しております。梅毒は本人ばかりではなく、子孫にまで害を及ぼす病気でありますので、これを予防するため、性病予防法が改正され十月一日から施行されました。

この改正法により、結婚するときと、妊娠したときには必ず性病の検査を

定期巡回

児童相談所の開設について

受けましょう。
検査について詳しいことは保険年金課にお問合せ下さい。

国民年金に加入しなければならない人は、厚生年金などの被用者年金制度に入ることができない二十才以上六十才までの人が

(厚生年金などの被用者年金制度に加入している人の配偶者は加入が自由です。)

それと明治四十四年四月一日以前に生れた人は加入出来ません。)加入しなければならない人でまた加入していない人はありませんか

事故や万一小事が起つてからでは遅すぎます。今すぐ

保険年金課又は大海支所で加入の手続をして下さい。

保険料を納めていない人も

場所 秋穂町公民館二階

日時 水曜日10時より

受診券を差し上げます。

明るい健康な家庭を築くため、結婚前と、妊娠した

ときには必ず性病の検査を

には梅毒の検査を受けることが義務づけられました。

検査を受けられる方は、町役場保険年金課、または町役場大海支所にお申出下さい。

より多くの子供の福祉と親の健全成思を高めるため左記により開設されま

す。

四十一年十一月九日

未加入者や保険料の未納者はすぐ手続を!!

国民年金

同様です。

拠出制の国民年金制度が発足してから今年で六年目になります。現在当町では一家の柱である夫を失つて母子年金を受けておられる方が十三人、遺児年金を受けておられる方が一人あります。このように国民年金は日常生活に密着し生活に保障を与える制度であります。

が、加入しないなつたり加入していく保険料を納めている人は年金を受け

ことができません。

こと

水準に見合うように改めることになっていました。

一月一日から保険料も百円も別表のようになり増額されました。老後の夫婦で一万円これが実現いたしました。

このように国民年金は現

実際に則して年金額や、給付範囲が拡充されております。加入していないた

保険料を納めていないた

め年金が貰えないというこ

とがないよう、皆んなが加

入し、皆んなが保険料を納

め明るい毎日を過しま

す。

ことや、保険料を納めるこ

とが困難な人は保険年金課

(有線40番)にお問合せ下さい。

年金の名称	現行年金額	改正年金額(42.1.1.より)
老令年金	25年拠出 24,000円(2,000円) 40年拠出 42,000円(3,500円)	25年拠出 60,000円(5,000円) 40年拠出 96,000円(8,000円)
障害年金	最低保障額24,000円(2,000円) 1級加算額 6,000円(500円)	最低保障額60,000円(5,000円) 1級加算額12,000円(1,000円)
母子年金	母と子2人の場合 最低保障額24,000円(2,000円) 子が3人以上ある場合は2人を除いた子1人につき4,800円加算する。	母と子2人の場合 最低保障額60,000円(5,000円) 子が3人以上ある場合は2人を除いた子1人につき4,800円加算する。
遺児年金	最低保障額12,000円(1,000円)	最低保障額30,000円(2,500円)
寡婦年金	老令年金額の1/2	老令年金額の1/2
老令年金額の計算方法	拠出期間の年数×900円(拠出期間が20年をこえるときは、そのこえた年数は1,200円)+(免除期間の年数×350円)	(拠出期間の月数×200円)+(免除期間の月数×200円)×1/2

